

令和 7 年八千代市農業委員会

第 4 回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和 7 年八千代市農業委員会第 4 回総会議事日程

開催日時	令和 7 年 4 月 4 日（金）午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 4 0 分
開催場所	八千代市役所 旧館 4 階 第 1 委員会室
日程第 1	議事録署名人の選任
日程第 2	議案上程（議案第 1 号～第 5 号，報告第 1 号～第 3 号）
日程第 3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第 1 号	農地公売に係る買受適格証明願の件（農地法第 3 条分）
議案第 2 号	農地法第 3 条の件（市許可分）
議案第 3 号	農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件 （農地中間管理事業の推進に関する法律）
議案第 4 号	八千代市農業委員会最適化活動の目標の設定の件
議案第 5 号	新規就農者におけるサポートチームの担当者の選任について
報告第 1 号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第 2 号	事務局長専決事項の報告 農地法第 4 条届出書の件
報告第 3 号	事務局長専決事項の報告 農地法第 5 条届出書の件

◆出席農業委員（14 人）

1 立 石 猛	2 佐 藤 孝 之	3 鈴 木 美 登
4 加 茂 太 郎	5 間 野 恵 一	6 立 石 巖
7 鈴 木 正 範	8 吉 橋 清 一	9 今 井 茂
10 周 郷 崇	11 黒 澤 京 子	12 花 島 淳
13 黒 崎 玲 子	14 稲 垣 哲 也	

◆出席農地利用最適化推進委員（11 人）

1 仲 村 秀 一	2 戸 田 真 一	3 將 司 実
4 志 田 啓 佑	5 塩 谷 正 人	6 古 池 正 二
7 太 田 雅 章	8（欠 員）	9 三 栗 谷 友 理
10 齋 藤 孝 一	12 長 岡 みづ枝	13 小 林 正 樹
（欠席委員：11 市 川 善 美 ）		

◆事務局（４人）

局 長 永沼 浩一

次 長 小林 直樹

主 査 岩井 孝則

主査補 内田 孝

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 ０人（定員３人）

◆総会議事録

議長 (稲垣会長)	皆さん、こんにちは。 ただ今出席されております，農業委員は１４人中１４人です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので，本日をもって招集されました令和７年八千代市農業委員会第４回総会は成立いたしました。 推進委員は１２人中１１人が出席しております。 ただ今から開会します。
議長	日程第１，議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに，異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め，指名します。 ４番 加茂委員，５番 間野委員，両委員にお願いします。
議長	日程第２，議案第１号から議案第５号及び報告第１号から報告第３号をもって，本日の議題とします。 この際，お手元に配付してあります文書により，朗読は省略しますので，ご了承願います。
議長	日程第３，これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は，議案第１号より逐次行います。
議長	議案第１号 農地公売に係る買受適格証明願の件，農地法第３条分，本件につきましては，申請人にお越しいただいておりますので，入室願います。 【１号１番 申請人入室】
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について，各委員の質問に座ったままで結構です。お答えください。事務局より概要の説明を願います。

次長	議案朗読（１号１番）
局長	本件は、東京国税局の実施する農地の公売に参加するための、買受適格証明の交付を受けたいとするものです。 買受適格証明は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札しようとする者が、農地法の許可が受けられる者であるということを証明するものです。 今回の申請は、転用目的ではなく、耕作を目的とするものであり、農地法第３条と同様の許可基準に沿っての審議となります。 なお、申請人が今回の審議で適格と認められ、落札者となった場合は、再度総会で審議することなく、農地法第３条の許可書を交付することとなります。 本件は、３月２４日、地区担当の黒澤委員と３月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図１ページをご覧ください。平戸橋の北西約４００ｍに位置しています。 提出された営農計画書によると、申請地を取得した場合は、多肉植物を栽培したいとのことでした。 農地法第３条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。 機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。 常時従事要件は、従事日数が３００日ですので、１５０日要件を満たしています。 地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。 説明は以上です。
議長	続いて、担当委員の意見を求めます。 １１番 黒澤委員どうぞ。
黒澤委員	１１番 黒澤です。 去る３月２４日に現地調査を行いました。 現地は普通畑であり、適切に管理されておりました。 申請人の取得要件についても、市外の方であり、八千代市に農地はないそうですが、通作距離も問題なく、永年経営を行っている農家世帯と伺っ

	ており、買受適格の証明及びその後の許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 10番 周郷委員どうぞ。
周郷委員	10番 周郷です。多肉植物を栽培するとのことですが、ハウスの建設は予定していますか。
申請人	はい。やはり暖かい所が好きな植物なので、ハウスは建てようと考えております。
周郷委員	もう1点ですが、灌水設備が必要と思いますが、井戸などを掘る予定はありますか。
申請人	井戸は、自分で掘りたいと考えております。現地には、昔使っていた井戸はありましたが、現在、使えないとのことでした。
議長	その他に質疑ありませんか。 12番 花島委員どうぞ。
花島委員	12番 花島です。経営面積を見ていますが、印西市の農地は全部借入ですか。また、主に何を栽培しますか。
申請人	全部借入している農地となります。もともと福島県出身で、父が農業従事者であります。そちらでは、ある程度成長するところまで栽培しております。それを印西市に運んで、こちらでは、主に販売を行っております。栽培している作目は、主にサボテンと多肉植物です。
花島委員	ほとんど、直売ですか。
申請人	いいえ。市場出荷とオンライン販売もやっております。
議長	その他に質疑ありませんか。 6番 立石巖委員どうぞ。

立石巖委員	6 番 立石です。サボテンを栽培するとのことですが、1 年ですぐに出荷できるものではないですよ。
申請人	そうですね。小さい苗をこちらに持ってきて、植え替えたいのですが、場所が手狭となっているため、新たな農地が必要となりました。
議長	その他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 申請人は退室してください。 【1 号 1 番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより、議案第 1 号の 1 番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第 1 号の 1 番について、原案のとおり証明すること、及び、その後申請人から農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出があり、かつ、証明書の交付時から農地法第 3 条の許可要件に変更がないことが確認された場合は、許可書を交付することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第 1 号の 1 番については、原案のとおり証明すること、及び、その後申請人から農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出があり、かつ、証明書の交付時から農地法第 3 条の許可要件に変更がないことが確認された場合は、許可書を交付することに決定しました。

議長	議案第 2 号 農地法第 3 条の件、本件につきましては、関係委員がおりますので、質疑が終わりましたら退室してください。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（2 号 1 番）
局長	本件は、3 月 2 4 日、地区担当の古池推進委員と 3 月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図 2 ページをご覧ください。市立睦小学校の東約 2 3 0 m に位置しています。 申請内容は、土地の贈与です。 譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第 3 条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。 機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。 常時従事要件は、従事日数が 2 5 0 日ですので、1 5 0 日要件を満たしています。 地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。 説明は以上です。
議長	続いて、担当委員の意見を求めます。 6 番 古池推進委員どうぞ。
古池推進委員	6 番 古池です。 去る 3 月 2 4 日に現地調査を行いました。 現地は普通畑であり、適切に管理されておりました。 譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】

議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、当該委員は退室してください。 【当該委員退室】
議長	これより、議案第２号の１番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第２号の１番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第２号の１番については、原案のとおり許可することに決定しました。 当該委員は、入室願います。 【当該委員入室】
議長	議案第３号 農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件、本件につきましては、申請人にお越しいただいておりますので、申請番号１番から２番、３番から５番、及び６番から５９番に分けて審議・採決を行います。 まず、申請番号１番から２番について、審議・採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（３号１番）
局長	参考案内図１－１をご覧ください。 場所は、秀明大学グラウンドの西約５２０ｍに位置しています。 借人の申請理由は、使用貸借権の新規設定で期間は１０年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありま

	せん。 常時従事要件は、従事日数は２００日ですので、１５０日要件を満たしています。
次長	議案朗読（３号２番）
局長	参考案内図１－２をご覧ください。 場所は、神尾橋の南約６００ｍに位置しています。 借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は５年です。 賃貸借料は、１０ａあたり３０，０００円です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。 常時従事要件は、従事日数は２００日ですので、１５０日要件を満たしています。 説明は以上です。
議長	一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第３号の１番から２番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか一括して討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第３号の１番から２番について、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】

議長	挙手，全員であります。 よって，議案第３号の１番から２番については，原案のとおり，借人の認可要件に関して，報告すべき意見はないとして，市長へ回答することに決定しました。
議長	次に，申請番号３番から５番について，申請人にお越しいただいていきますので，入室願います。 【３号３番から５番 申請人入室】
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について，各委員の質問に座ったままで結構です。お答えください。事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（３号３番から５番）
局長	参考案内図１－３をご覧ください。 場所は，市立阿蘇米本学園の北西約２５０ｍの範囲に位置しています。 借人の申請理由は，１０年間の賃貸借権の新規設定であり，農業への新規参入です。 賃貸借料は，１０ａあたり１０，０００円です。 貸人の申請理由は，それぞれその要望に沿いたいとするものです。 認可要件について，全部効率利用要件は，遊休農地及び貸付地はありません。 常時従事要件は，従事日数は２５０日ですので，１５０日要件を満たしています。 説明は以上です。
議長	申請人は新規就農者ということですので，自らの営農計画の説明を願います。 また，委員の皆さんはお手元に申請人の営農計画書を配付していますのでご参照ください。

申請人	土地の選定理由ですが、今現在、農事組合法人で働いており、法人の先輩が、まとまった土地を確保してくれたため、この地で営農したいと思いました。 年間の作付計画につきましては、スイカ、ネギ、さつま芋、小松菜、枝豆を計画しております。 生産物の販売方法は、道の駅やちよ、よったいよ（JA直売所）、将来的に個人の直売所を確保して、直売を計画しております。農機具、作業場、倉庫等の確保方法は、青年等就農資金を利用して、管理機、トラクター、軽トラック、育苗ハウスなどを確保したいと思います。
議長	ありがとうございました。続いて、質疑を行います。 質疑ありませんか。 吉橋委員どうぞ。
吉橋委員	8番 吉橋です。 ネギ栽培に必要な機材等は確保できていますか。また、作業場の目途は立っていますか。
申請人	管理機と育苗ハウスは、確保できる予定です。現状は、働いている法人から給水と作業場は使わせてもらっておりますが、青年等就農資金を利用して、自分で作業場などは、確保しようと思っています。
議長	その他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 申請人は退室してください。 【3号3番から5番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより、議案第3号の3番から5番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか一括して討論・採決を行います。
議長	討論ありませんか。

	【「討論なし」の声あり】 討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の3番から5番について、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第3号の3番から5番については、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに決定しました。
議長	次に申請番号6番から59番について、審議・採決を行います。当該委員は、借人である法人の構成員のため、質疑が終わりましたら退室してください。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（3号6番から59番）
局長	参考案内図1－4及び1－5をご覧ください。 場所は、島田地区新川沿いの東西約1.3Kmの範囲に位置しています。 借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は10年がほとんどですが、申請番号56番、57番の4筆については、使用貸借権の10年もあります。これは借人である法人島田が昔から無償で借りていたり、営農条件が悪かったりする場合です。 賃貸借料は、10a当たり米1俵がほとんどですが、うち7筆は、米0.5俵もあります。これは借人である法人島田が水利費や空中散布費を負担する場合です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、法人が農地の権利を取得するための要件は、法人形態、事業、構成員、議決権、役員要件がありますが、それぞれ要件を満たしていることを確認しています。 全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。

議長	説明は以上です。 質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、当該委員は退室してください。 【当該委員退室】
議長	これより、議案第３号の６番から５９番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか一括して討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第３号の６番から５９番について、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第３号の６番から５９番については、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに決定しました。 当該委員、入室願います。 【当該委員入室】
議長	議案第４号 八千代市農業委員会最適化活動の目標の設定の件、事務局より概要の説明をお願いします。

局長	議案書は、6ページとなります。別紙2の令和7年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。 本件は、農業委員会等に関する法律第37条及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されており、前年度の活動に対する自らの点検・評価と、今年度の目標とその達成に向けた活動計画を取りまとめて、市のホームページ等にて公表することとなっています。 国より「目標の設定」については、4月末までに策定することが求められているため、今総会において、「令和7年度最適化活動の目標の設定」を行いたいとするものです。なお、令和6年度の活動の点検・評価については、本日皆さんから提出していただいた活動記録簿等を基に次回の総会で審議する予定です。 具体的な内容については、担当から説明します。 私からは以上です。
事務局	右上に別紙2と書かれた資料をご覧ください。 ご用意いただけましたでしょうか。 令和4年度より、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地利用の最適化推進について、より積極的な実施が求められるようになりました。農業委員の業務と推進委員の業務の差別化のため、現場活動を主とする推進委員の活動内容について、目標を設定するようにというものです。 このことから、年度の始めに1年間の活動目標を定め、年度末に実績を集計し、活動に対する評価を行っております。 それでは、内容の説明に移ります。 1ページ目をご覧ください。 I「農業委員会の状況」について 1の「農業委員会の現在の体制」は、記載のとおりとなります。現任の委員さんは、令和8年7月までの任期となっています。 2の「農家・農地等の概要」については、2020年の農林業センサス等を基に数値を入れております。 次のページをご覧ください。 II「最適化活動の目標」

	まず、(1) 農地の集積ですが、①の現状及び課題について、管内の農地面積 (A) は 8 2 0 h a です。これまでの集積面積 (B) は 3 3 1 h a , 集積率は 4 0 . 3 7 % となっております。 その下、②目標、令和 7 年度は、集積面積 (D) 3 4 1 h a で、うち新規集積面積を 1 0 h a としております。これは、農地等の利用の最適化に関する指針の集積目標を基に、近年の目標も参考にして設定しております。 次に (2) 遊休農地の解消です。 ①の現状及び課題、八千代市では、1 号遊休農地の緑区分については、2 号遊休農地との判別が難しいという理由で、0 としておりましたが、令和 6 年度調査より、2 号遊休農地の面積を 1 号遊休農地の緑区分へと振り替えることにしました。理由としては、遊休農地関連の補助事業を活用する際に、1 号遊休農地の緑区分であることが要件となっているためです。今年度からは非農地相当、1 号遊休農地の黄区分、1 号遊休農地の緑区分の 3 区分となります。 1 号遊休農地の黄区分 (中間程度の荒れ具合) は 7 8 . 0 6 h a あります。 1 号遊休農地の黄区分については、基盤整備事業等によって圃場の生産性を向上させる必要があります。農業委員会として、地域計画の策定を通して、再基盤整備事業等の事業実施を推進することを目標とします。具体的には、委員から地元への働きかけを行い、地域計画や、再基盤整備事業への機運を高めることです。 次のページをご覧ください。 (3) 「新規参入の促進」 ①の現状及び課題ですが、直近 3 年間の新規参入者は記載のとおりとなります。 年によってばらつきはありますが、八千代市への就農の相談件数は、近年増加傾向にあります。 その下②目標ですが、直近 3 年間の権利移動面積が平均 3 2 h a になります。これは農地法第 3 条、利用権設定による、所有権移転、貸借権設定の面積となります。この面積の 1 割を目標として設定し、新規就農者に貸し付ける目標面積は 3 . 2 h a となります。 2 「最適化活動の活動目標」 最適化活動の活動日数の目標については、昨年度と同様に月 6 日と設定したいと思います。令和 6 年度の最適化活動については、2 月分までの集計が完了しており、月平均 7 . 5 日の活動となっております。積極的に活動いただいておりますので、今後ともよろしく願いいたします。
--	---

	(2) 活動強化月間については、12月～2月の台帳調査の際に、今後の農地利用について聞き取りを行い、意向把握に努めることとします。 (3) 新規参入相談会については、昨年度と同様に10月頃に推進委員が直接、就農希望者の話を聞く形で開催します。 以上で詳細説明を終わります。
議長	この件については、令和6年度第6回総会運営委員会に諮られたので、鈴木美登委員長より報告願います。
鈴木美登委員	総会運営委員会 委員長の鈴木です。 去る、3月10日、農業委員会総会終了後に令和6年度第6回総会運営委員会を開催し「令和7年度最適化活動の目標の設定」について、事務局で作成した原案をもとに審議しました。 最適化活動の目標については、例年どおり、毎月の活動日数は6日、新規就農相談会を開催するなど、原案の方向性で問題ないとの結論に至りました。 なお、事務局説明でもあったとおり、遊休農地については、従来の2号遊休農地判定を、1号遊休農地（緑区分）判定に振り替えるとのことでした。遊休農地関連の補助事業を活用する際に要件になっているため、振り替えたほうが良いということでまとまりました。 報告は以上です。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第4号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号について、原案のとおり策定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

	【挙手】
議長	挙手，全員であります。 よって，議案第４号については，原案のとおり策定することに決定しました。
議長	議案第５号 新規就農者におけるサポートチームの担当者の選任について，事務局より概要の説明を願います。
局長	本件につきましては，別紙３「議案第５号 新規就農者におけるサポートチームの担当者の選任について」をご覧ください。 令和７年３月１０日付けで，農政課より１名の新規就農者について，農地部門のサポートチームの担当者の選任依頼がありました。 総会運営委員会による協議を踏まえ，別紙３のとおり選任したいとするものです。 説明は以上です。
議長	この件については，令和６年度第７回総会運営委員会に諮られたので，黒崎委員より報告願います。
黒崎委員	総会運営委員会の黒崎です。 ただ今，事務局から説明のあったとおりですが，去る令和７年３月２４日に，総会運営委員会を開催し，協議を行った結果，新規就農者の耕作地区を考慮し，志田推進委員にお願いしたいと意見がまとまり，推薦することといたしましたので，報告いたします。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め，質疑を終わります。 これより議案第５号について，討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】

議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第5号について、原案のとおり選任することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第5号については、原案のとおり選任することに決定しました。
議長	選任されました委員におきましては、どうぞよろしくお願いします。
議長	報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1号1番）
議長	報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（2号1番から3番）
議長	報告第2号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（3号1番から3番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。

議長	その他としまして、令和6年度第6回総会運営委員会が開催されましたので、間野委員から報告願います。
間野委員	総会運営委員会の間野です。 去る、3月10日、総会終了後に第6回の総会運営委員会を開催しました。 議題としました農地あっせんの方法について報告いたします。 これまでの農地あっせんは、担当地区の委員に地図をお渡しし、耕作者を探してもらう方法をとっていましたが、対象の耕作者が地区内に限定され、進捗が分かりづらいなどのデメリットがありました。 そこで令和7年度から、事務局に依頼のあった「あっせん希望農地」を、総会場で全委員に案内する方法に決まりました。 皆さんよろしくお願いいたします。 報告は以上です。
議長	間野委員ありがとうございました。続いて、事務局から補足説明があるとのことですので、説明願います。
事務局	私から農地のあっせん方法の変更点について補足して説明いたします。 お手元に配付しております「令和7年第4回総会 あっせん希望農地一覧」をご覧ください。今まで、所有者よりあっせん希望があった農地については、担当委員に直接資料を提供し、耕作者を探していただくようお願いしておりましたが、あっせん結果が把握しづらいなどの運用上の問題が生じておりました。 これを受け、よりあっせんの進捗を把握しやすくし、幅広い情報提供を求めるため、今後はあっせん希望があった旨を総会にて全委員に共有することにいたしました。また、会場にあっせん希望のあった農地の地図を掲示することといたします。 また、担当委員には引き続きあっせん希望があった農地の詳細地図と「あっせん結果報告書」を配付いたします。 「あっせん結果報告書」は必ず1名以上にあっせん希望のあった農地をあっせんしていただき、その結果を3か月後の総会の日までに回答していただくようお願いいたします。中にはあっせんに適さない農地も含まれることがあります。その際はあっせんに適さない理由を付して回答いただくようお願いいたします。 私からの説明は以上です。

議長	次に、八千代市農業委員会だより第５４号の配付についての説明を、広報委員会の仲村推進委員からお願いします。
仲村推進委員	広報委員の仲村です。 皆さんのお手元にも配付していますが、農業委員会だより第５４号が完成しましたので、皆さんに配付のお願いです。 農業委員の皆さんには、担当地区の名簿と農業委員会だよりが入っている、黒い手提げ袋を配付していますので、同じ担当地区の推進委員の方とご相談のうえ、農家の皆さんへ配付をお願いします。 名簿は、取扱いに十分注意しながら、配付する際の記録簿としてご利用ください。なお、名簿に「郵送」と記載されている方につきましては、配付していただく必要はありません。 皆さんお忙しいとは思いますが、ご協力をお願いします。 なお、農業委員会だよりは、事務局のカウンターのほか、農協、農業交流センター、ふるさとステーションにも配架していただく予定ですので、ご承知おきください。 最後になりますが、配付が終わりましたら、「手提げ袋」と「名簿」は、必ず事務局へご返却ください。 以上です。
議長	委員の皆さんにおかれましては、農業委員会だよりの配付にご協力をお願いします。 仲村推進委員ありがとうございました。
議長	次に、「農業協同組合通常総会」が先月２７日に開催され、私が出席しましたので報告します。
議長	令和７年度第６０回農業協同組合通常総会が、ＪＡ八千代市本店４階大ホールにて、開催されました。議案は第１号から第４号議案までありました。第１号は、令和６年度事業報告及び剰余金処分案の承認について、第２号は、中期３箇年経営計画設定について、第３号は、令和７年度事業計画設定について、第４号は、令和７年度における維持及び管理の方針について、という内容で審議されました。結果として、組合員の皆様より承認され、総会は終了となりました。中期３箇年経営計画につきましては、資料がございますので、ご覧になりたい方は、事務局にお尋ねください。

議長	次に、「千葉県女性農業委員の会 全体会議」が先月 17 日に開催され、黒崎委員が出席されましたので、黒崎委員から報告願います。
黒崎委員	農業委員の黒崎です。 去る 3 月 17 日に、千葉市ホテルプラザ菜の花にて、「千葉県女性農業委員の会 全体会議」が開催され、参加してまいりました。今回は、余興として、兄弟お笑い芸人の「しだん家」の 2 人が出演され、和やかな雰囲気の中、会がスタートしました。内容としましては、市原市女性農業委員による女性農業委員登用についての事例発表、農業者年金基金企画調整室による女性ならではの農業者年金普及活動についての情報提供、千葉県農業会議事務局による報告事項として、令和 6 年度活動実績及び令和 7 年度活動計画について、報告を受けました。令和 7 年 10 月 23 日（木）に関東ブロック女性農業委員等研修会が行われる予定ですが、千葉県の女性農業委員の代表として、私が事例発表させていただくことになりましたので、報告させていただきます。
議長	黒崎委員ありがとうございました。
議長	その他、報告のある方はいますか。 【「報告なし」の声あり】
議長	報告はないようですので、以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。
次長	連絡事項は全部で 4 点です。 1) 次回の総会について 5 月 8 日（木）午後 1 時 30 分から 上下水道局 2 階 大会議室 2) 次回の現地調査について 4 月 24 日（木） 担当委員：佐藤委員、加茂委員 午後 1 時 15 分に事務局へ集合 3) 農地台帳整備調査に対する謝金について 4) 遊休農地対策マニュアル（改訂第 4 版）の配付について 連絡事項は以上となります。

議長	以上で令和7年第4回総会を閉会します。
----	---------------------